

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
	(1) 協議事項について	2
	① 令和7年度矢板市議会日程（案）について.....	2
	(2) 報告事項について	3
	① 塩谷広域行政組合議会について.....	3
	② 令和7年度当初予算の概要について.....	4
	③ 矢板市行政組織の一部変更について.....	9
	④ 名札の着用について.....	10
	⑤ 矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・	13
	⑥ 事故報告について.....	14
	⑦ 緊急輸送道路における道路の占用制限について.....	15
	⑧ 矢板市企業誘致条例の一部改正について.....	16
	⑨ 大進電気グラウンド(多目的グラウンド)のナイター用ケーブル修繕に伴うふるさと納税型クラウドファンディングの実施について・	18
	⑩ 矢板市文化会館条例の廃止について.....	20
	⑪ 矢板市選挙管理委員会委員長及び職務代理者について.....	27
	⑫ 矢板市水道法施行条例の一部改正について.....	27
4	その他	28
5	閉会	30

日 時	令和7年2月13日(木)	午前10時00分～午前11時09分
場 所	議場	

○ 出席者

【 議員 14 人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 桺 真 衣 子
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 恵 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由紀夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- | | |
|------------------------|---------|
| ① 市長 | 森 島 武 芳 |
| ② 教育長 | 伊 藤 由 悟 |
| ③ 総合政策部長兼総合政策課長 | 和 田 理 男 |
| ④ 秘書広報課長 | 宮 本 典 子 |
| ⑤ 総務部長兼総務課長 | 高 橋 弘 一 |
| ⑥ 健康福祉部長兼社会福祉課長 | 沼 野 晋 一 |
| ⑦ 高齢対策課長 | 加 藤 清 美 |
| ⑧ 子ども課長 | 斎 藤 敦 子 |
| ⑨ 市民生活部長兼生活環境課長 | 山 口 武 |
| ⑩ 経済部長兼農林課長兼農業委員会事務局長 | 村 上 治 良 |
| ⑪ 商工観光課長 | 小 林 徹 |
| ⑫ 建設部長兼建設課長 | 柳 田 豊 |
| ⑬ 教育部長兼教育総務課長 | 佐 藤 裕 司 |
| ⑭ 生涯学習課長 | 佐 藤 賢 一 |
| ⑮ 監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長 | 相 馬 香 織 |
| ⑯ 上下水道事務所長兼水道課長 | 柳 田 恭 子 |

【 議会事務局 】

- | | |
|--------|---------|
| ① 事務局長 | 星 哲 也 |
| ② 副主幹 | 粕 谷 嘉 彦 |
| ③ 副主幹 | 佐 藤 晶 昭 |

1 開 会

○議長（佐貫 薫） 全員協議会を開会いたします。

初めに、市長から御挨拶があります。 (10:00)

2 あいさつ

○市長（森島武芳） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多用のところ御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の議題につきましては、令和7年度当初予算の概要についてなど、11件でございます。これらの件につきましては、所管する部課長から御報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 協議事項について

① 令和7年度矢板市議会日程（案）について

○議長 3、議題（1）協議事項①について説明を求めます。

○議会事務局長（星 哲也） 令和7年度矢板市議会日程表案について御説明いたします。

日程表案を別紙のとおり予定させていただきました。この日程表案を参照の上、今後のスケジュールに御配慮くださいますようお願いいたします。この日程表案につきましては、やむを得ず変更となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 報告事項について

① 塩谷広域行政組合議会について

○議長 次に、(2) 報告事項、①については、私から御報告申し上げます。

去る2月7日、午後2時から「エコパークしおや」において、全員協議会が開催され、その後、第156回塩谷広域行政組合議会定例会が開催されました。

議案等については、議案第1号 管理者の専決処分事項承認について、専決第1号 令和6年度塩谷広域行政組合一般会計補正予算（第3号）。議案第2号 管理者の専決処分事項承認について、専決第2号 塩谷広域行政組合職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。議案第3号 令和7年度塩谷広域行政組合一般会計予算。議案第4号 令和7年度塩谷地方ふるさと市町村圏基金特別会計予算。議案第5号 令和6年度塩谷広域行政組合一般会計補正予算（第4号）。議案第6号 塩谷広域行政組合条例の読点の表記を改める条例の制定について。議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。議案第8号 塩谷広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部改正について。議案第9号 塩谷広域行政組合情報公開条例の一部改正について。議案第10号 塩谷広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について。議案第11号 塩谷広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。議案第12号 塩谷広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。議員案第1号 塩谷

広域行政組合議会会議規則の読点の表記を改める規則の制定について。議員案第2号、塩谷広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について。

以上の議案12件及び議員案2件であります。いずれの議案も原案のとおり可決されました。詳細については、事務局に資料がありますので、御覧いただければと存じます。

以上で報告を終わります。

② 令和7年度当初予算の概要について

○議長 次に②について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） おはようございます。

令和7年度当初予算の概要につきまして、御報告いたします。

令和7年度につきましては、厳しい財政状況の中におきましても、事業を進めるための財源確保に努めまして、健全財政を図りながらの予算編成を行いました。

それでは資料の1ページ、1の歳入歳出予算会計別一覧表でございます。一般会計の予算額は158億9,200万円、前年に比べ14億3,000万円9.9%の増となっております。この予算規模につきましては、令和5年度の150億9,300万円を超えまして、過去最大となっております。増加した主な要因でございますが、令和7年度から建設工事に着手する東小学校施設整備事業に係る経費の増加によるものでございます。特別会計につきましては、四つの会計の合計で前年度に比べ0.1%の減となっております。介護保険と後期高齢者医療は増加いたしますけれども、国民健康保険とハッピーハイランド矢板排水処理事業は減少しております。また、企業会計では、水道事業は減少いたしますが、下水

道事業は増加しております。一般会計と四つの特別会計、そして二つの企業会計を合わせました予算総額につきましては、253 億 8,800 万円、14 億 2,500 万円 5.9%の増となっております。

次に、2 の一般会計歳入予算款別一覧表でございます。主なものを御説明いたします。1 款市税につきまして記載はございませんが、この内の個人市民税につきましては、景気動向の持ち直しや最低賃金改定等に伴う賃金上昇などから給与所得の伸びが見込まれることや、令和 6 年度個人住民税の定額減税制度分の増加によりまして 2 億 1,800 万円 15.9%の増となっております。また、法人市民税がございしますが、製造業や卸・小売業などにおきまして、好調が見込まれるということから 5,400 万円 23.0%の増となっております。そして固定資産税でございますけれども、こちらは令和 6 年度評価替えによる下落の影響が小さかったこと、また、新築家屋が増加しているということで 2,300 万円 1.0%の増となっております。市税全体では、46 億 7,900 万円となりまして、2 億 8,800 万円 6.6%の増となっております。次に、10 款の地方特例交付金、こちらは令和 6 年度個人住民税の定額減税制度による減収見込み分の国からの補填がなくなるということで 1 億 3,600 万円 81%の減となっております。次の地方交付税がございしますが、国の地方財政計画におきまして増加となっているということから、3 億 500 万円 11.3%の増となっております。次に 15 款国庫支出金は、道路改良事業補助金や学校施設環境改善交付金、矢中の体育館でございますが、こちらの減少などによりまして 1 億 500 万円 4.7%の減となっております。次の 16 款県支出金は、障害者自立支援給付費負担金や障害児給付費等負担金、また児童手当負担金などといった扶助費関係の負担金、こちらの増加によりまして 6,900 万円 6.3%の増となっております。次に、19 款の繰入金でございます。こちらは財政調整基金からの繰入金が増加しており

ますが、そのほか東小学校施設整備事業に伴う公共施設整備基金からの繰入金が増加したということで3億3,000万円56.9%の増となっております。次ですが、21款諸収入、こちらは地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る、デジタル基盤改革支援補助金や泉きずな館にかかります県道拡幅に伴う物件移転補償費の増加によりまして、1億5,900万円33.2%の増となっております。次の22款市債は、臨時財政対策債、こちらは減少いたしますけれども、東小学校施設整備事業の増加によりまして、5億4,800万円53%の増となっております。表の下から2行目の自主財源がございます。こちらは市税が増加するほか、繰入金の増加によりまして予算総額に占める割合は1.0ポイント増加しまして42.9%となっております。次の依存財源は、地方交付税や市債などが増加いたしまして、金額は増加しますが、予算総額が増加したということによりまして、予算総額に占める割合は1.0ポイント減少しまして57.1%となっております。

それでは続きまして2ページをお願いいたします。3の一般会計歳出予算款別一覧表でございます。2款総務費は、人事院勧告に伴う職員給与費の増加や電子計算機管理運営事業などの増加によりまして12.8%の増となっております。次の3款の民生費は、障害者総合支援事業や児童手当支給事業などの増加によりまして3.8%の増でございます。次に5款の労働費でございます。こちらは勤労者対策における地域活性化起業人に係る負担金の増加によりまして、614.6%の増となっております。次に8款の土木費でございます。道路新設改良事業や都市構造再編集集中支援事業などが減少しておりまして9.0%の減となっております。次の9款の消防費につきましては、常備消防費負担金や防災活動推進事業などの増加によりまして12.1%の増となっております。次の10款の教育費でございます。こちらは、東小学校の施設整備事業、それと文化会

館の解体工事などの増加によりまして 52.7%の増となっております。

続いて、4 の一般会計歳出予算性質別の一覧表でございます。1 の人件費は、令和 6 年人事院勧告に伴う、給料、期末勤勉手当、地域手当の増加や最低賃金改定に伴う会計年度任用職員の報酬、期末勤勉手当の増加によりまして 3.7%の増となっております。2 の物件費、こちらは文化会館の解体工事や電子計算機管理運営事業などの増加によりまして 12.1%の増でございます。3 の維持補修につきましては、橋りょう維持事業などの増加によりまして 156.7%の増でございます。4 の扶助費、こちらは障害者総合支援事業、また児童手当支給事業などの増加によりまして 7.2%の増となっております。一つ飛びまして 6 の普通建設事業費の内、補助事業でございますが、こちらはわかば通り整備事業や矢板中学校体育館長寿命化改修工事の減少などによりまして 54.8%の減となっております。また、単独事業費でございますけれども、こちらは東小学校施設整備事業の増加によりまして 125.5%の増となっております。表の下から 2 行目、義務的経費でございますが、こちら金額は前年に比べ増加しておりますが、予算総額が増加したということなどによりまして、予算総額に占める割合は前年度に比べ、2 ポイント減少しまして 44%となっております。次の投資的経費は前年に比べ 3 ポイント増加しまして 14.4%となっております。

続きまして 3 ページから 7 ページにかけましては、予算決算の状況などをグラフにしたものでございます。この中で、4 ページの上の段、経常収支比率の推移のグラフがでございます。経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性、柔軟性を判断するための指標と言われております。市税や地方交付税など、毎年経常的に収入される一般財源が、人件費や扶助費など、毎年経常的に支出される経費にどの程度使われているかという割合を示すものでございます。この数値が低いほど、自由に使えるお金が多く、臨時の財政需要に対して余裕があ

るということになります。本市では、平成 20 年度の 95.8%が過去最高でございました。これはアメリカのサブプライムローン危機を発端といたしました世界的金融危機の影響などによりまして、市税収入が 2 億円強、減となったほか、支出における扶助費などが増加したということによりまして比率が高くなりました。令和 7 年度はそれに次ぐ比率が見込まれておりまして、過去 10 年におきましても、令和 3 年度から上昇傾向となっておりまして、財政構造の弾力性が少なくなっているという状況でございます。そのほかのグラフにつきましては後ほど御覧いただければと思います。

そして、8 ページからにつきましては、主要事業一覧表でございます。この一覧表は款別にまとめたものでございまして、表の右側主要事業の欄には、事業名を記載してございます。そして新規事業には、隅付きの括弧といいまして黒い括弧、四角い括弧でくくっております。また、普通の括弧につきましては補足説明ということで記載してございます。

15 ページからにつきましては、令和 7 年度の新規事業といたしまして、一般会計と特別会計、企業会計の新規事業をまとめた資料となっております。この新規事業のうち、主な事業につきましては、1 月の全員協議会で資料を提出しているところでございます。

そして、19 ページからは総合計画に基づく主要事業を取りまとめた資料となっております。

以上、簡単ではございましたが、令和 7 年度当初予算の概要でございます。

この予算案につきましては、次の第 401 回定例会議に議案として提出してまいりますので、その際、御審議のほどよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③ 矢板市行政組織の一部変更について

○議長 ③について説明を求めます。

○総務課長 それでは続きまして、行政組織の一部変更について御報告いたします。

資料の概要に記載してございますように、令和7年度から総務課を「総務人事課」と「財政課」に再編いたします。また、高齢対策課を「幸齢課」に、子ども課を平仮名表記の「こども課」にそれぞれ名称を変更するものでございます。

再編する総務課につきましては、現在、四つの担当がございます。行政区や条例・規則などに関する業務を行っている行政担当、職員の採用や配置、給料などに関する業務を行っている人事担当、財政の計画や予算編成などに関する業務を行っている財政担当、市有財産の管理や入札などに関する業務を行っている管財担当の四つの担当がございます。それを令和7年度から行政担当と人事担当で「総務人事課」に、財政担当と管財担当で「財政課」に再編するものでございます。これは人材育成や職員採用など、人事業務における各種仕組みの見直しなどを行い、職員一人ひとりが力を発揮できる体制づくりを進めること、また、今後の財政見通しや公共施設の再配置、新庁舎整備など、よりきめ細やかな対応を行うため、総務課を「総務人事課」と「財政課」に再編いたします。

次に、課の名称変更につきましては、今年度市長の指示を受けまして、より市民に親しみやすく、また、市役所を身近に感じていただけるよう実施するも

のでございます。特に高齢対策課の名称変更につきましては、市長からの指示を受けまして、高齢対策課内におきまして、若手職員も含めて検討した結果、シンプルで分かりやすく、また、地域の高齢者が幸せに年を重ねて欲しいという願いを込めまして、幸せの「幸」に年齢の「齢」を重ねまして、「幸齢課」といたしました。

こども課の名称変更に伴いまして、こちら記載してございますが、子ども・子育て会議条例の一部改正が必要となっておりまいます。そのため、次の定例会議に条例改正の議案を提出いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

④ 名札の着用について

○議長 ④について説明を求めます。

○総務課長 それでは続きまして、名札の着用について御報告いたします。

こちらは市職員へのカスタマーハラスメント対策といたしまして、市職員が現在着用している職員証に替えまして、資料の２ページに見本として例示しております「名札」を着用することにつきまして、御報告させていただくものでございます。このことにつきましては、矢板市職員組合から要望があったことや、こちらも市長からの指示もございまして実施するものでございます。

カスタマーハラスメントの定義につきましては、厚生労働省のカスタマーハラスメント対策企業マニュアルにおきまして、顧客等からのクレーム言動の内、

そのクレーム言動の要求内容の妥当性に照らして、要求を実現するための手段・対応が社会通念上不相当なものであり、その手段対応により、労働者の就業環境が害されるものとしております。本市におきましても、カスタマーハラスメントをこの定義とした場合に、実際に受けたことがあるかということで、令和6年10月に職員に対しましてアンケートを実施いたしました。149名から回答がありまして、主な回答内容を三つ記載しております。①につきましては、カスタマーハラスメントを受けたことがある職員の割合でございます。99名 66%の職員があると回答しております。次の②は、業務中に職員証の提示を求められたり、職員証を撮影されたことがある職員の割合でございます、67名 44%の職員があると回答しております。③は、職員証の記載内容を変えたほうが良いと回答した職員の割合でございます、94名 63%の職員が変えたほうが良いと回答しております。

このアンケートを踏まえまして、職員の個人情報保護する観点からも、写真と氏名、フルネームが記載されている従来の職員証の着用から、記載内容を簡素化、名字のみを記載した名札を新たに着用することで、職員がより安全に業務を遂行できる職場環境づくりを進めてまいります。着用につきましては、現在、今月2月中に全職員へ配付することで進めております。

本市はこれを契機に、今後もその他の各種ハラスメントも含めまして、対策を検討しまして、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。職員の働きやすい職場環境の構築を行いまして、業務に集中できる環境を整え、市民の皆様への行政サービスの向上と市民満足度の向上を図ってまいります。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

○掛下議員 質問いたします。私の感覚では名前がなしというのは、何となく市

民から見たときに、責任意識っていうかね、そういったことも分からなくなるし、常識的には名前があったほうがいいと思うのですけども、参考として、ほかの市町村っていうのですか、そういった動きはどのようなになっているか、教えて欲しいのですけども。

○議長 答弁を求めます。

○総務課長 他市町の状況ということでございます。先行しているところが結構新聞報道などで皆さん御存じかと思えますけれども、先行している市がかなりございます。そういった市につきましては、やはりこの名札につきましては、氏名ではなくて、名字のみというところが今のところ全てというところでございます。

以上です。

○掛下議員 名字であればいいと思うのですけども、ここに「矢板」って書いてあるから、「矢板」っていう形で全部表示するのかなってことですけど、名字は表示するのですか、ちょっとそれを確認したいと思うのですけど。

○議長 答弁を求めます。

○総務課長 例示ということでございます。その「矢板」というところには、それぞれの名字、私であれば「高橋」と入ります。

○議長 よろしいですか。

○掛下議員 はい。

○議長 そのほか、御質疑等ありませんか。

○伊藤議員 これ、本当に自治体に限らず、民間の企業でもこういった流れにはなっています。それで、現実的に矢板市としても、実際嫌がらせとか何かそういった事例はあるのですか、このほかに。

○議長 答弁を求めます。

○総務課長 御質問にお答えいたします。具体的な嫌がらせというところで、個別に把握しているところは総務課のほうではないのですけれども、このアンケートを見ますと 66%の職員がこういったカスタマーハラスメントを受けたというような回答でございました。

○伊藤議員 私もこのアンケートを見て、こんなにたくさんの方が、そういったハラスメント受けているっていうのは思いもしなかったっていうのが事実です。でも、本当に何といいますか、個人的な思いで嫌がらせをする人も出てくるのでしょうから、ぜひこれは推進して、皆さん一人ひとりが自分自身を守るような形で進めていっていただきたいと、そう思います。

以上です。

○議長 そのほか、御質疑等ございますか。

○渡邊議員 すごくいいことだと私も思っておりますので、ぜひ進めていただきたいのですが、これ名字のほかに担当課名は入れないのですか。

○議長 答弁を求めます。

○総務課長 例えば、「総務課」の「高橋」ということかと思えますけれども、現在のところ例示してありますように、名前のみということで考えてございます。

○議長 そのほか、御質疑等ありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑤ 矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長 ⑤について説明を求めます。

○高齢対策課長（加藤清美） 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、矢板市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正が必要となることから、改正条例の概要について御報告いたします。

地域包括支援センターには、3職種、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士、またそれに準ずるものを常勤で配置することとされていますが、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、柔軟な職員配置を可能とするものです。

資料2 ページ目の条例改正要綱を御覧ください。具体的には、各圏域の地域包括支援センターに3職種常勤で配置することを原則としますが、地域包括支援センター運営協議会で必要と認める場合に、常勤換算方法により配置すること、また、複数の圏域の高齢者数を合算して、3職種を配置することを可能といたします。施行期日は公布の日とします。

今回報告しました条例改正につきましては、次の定例会議に議案を提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長 ないものと認めます。

⑥ 事故報告について

○議長 ⑥について説明を求めます。

○子ども課長（斎藤敦子） 事故発生について御報告いたします。

事故の発生日時は、令和7年1月23日午後3時20分頃です。場所は、矢板市木幡2545番地6の個人宅の敷地内でございます。事故の状況は、子ども課

会計年度任用職員の家庭相談員が家庭訪問し、訪問者宅の駐車場に前進駐車しようとした際に、ブレーキとアクセルを踏み間違えたため、宅地内フェンスに車両の前方部分が衝突したものです。被害状況はフェンスの構造物であるブロックと金網及び庁用車の前方部分の破損となります。庁用車には運転手のほか、助手席にもう1名の家庭相談員が同乗しておりましたが、ともにけがはございませんでした。

今後の対応につきましては、相手方と示談交渉を行い、合意が成立した場合は、所定の手続きを行いまして、議会に改めて御報告いたしますので、よろしくをお願いいたします。なお、今回の事故は、職員が日頃から安全運転を心がけていたにもかかわらず起きてしまった事故であります。今後、このような事故が発生しないよう、自動車事故再発防止対策としまして、職員に対し安全運転講習会を実施し、安全運転の徹底を促してまいります。

説明は以上です。

○議長 説明が終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑦ 緊急輸送道路における道路の占用制限について

○議長 ⑦について説明を求めます。

○建設課長(柳田 豊) 緊急輸送道路における道路の占用制限について御報告いたします。

資料を御覧いただきながら、お聞き取りください。国におきましては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が令和2年12月に閣議決定し、令和3年5月に令和3年度から7年度までの「無電柱化推進計画」が策

定されました。そして栃木県におきましては、令和4年8月に「栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画」が改定され、さらには、本年10月に「栃木県道路啓開計画」が策定されたことに伴い、今回本市の緊急輸送道路における道路の占用制限措置を講ずるものでございます。

それでは占用制限の内容を御説明させていただきます。まず、占用制限の範囲でございますが、資料の指定区域平面図記載の5路線、総延長3.4kmでございます。次に占用制限の意義についてでございますが、令和6年1月1日発生の能登半島地震におきまして、電柱倒壊や倒木の電柱接触等により、応急復旧作業に支障を生じた上、電柱・電線の撤去作業は本市のような道路管理者では対応できないため、電力会社や電信電話会社といった、電線管理者の作業待ちとなり、復旧作業が長引いた事例がございました。

今回、電柱の占用制限を行うことで緊急輸送道路の機能確保が見込まれることから、国や県から本年度末までに新設電柱の占用制限の導入を強く要請されたことによります。この緊急輸送道路における道路の占用制限につきましては、今後、告示及び関係図書の縦覧をし、4月1日から占用制限を開始いたしますので、御承知おき願います。

報告は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑧ 矢板市企業誘致条例の一部改正について

○議長 ⑧について説明を求めます。

○商工観光課長(小林 徹) 矢板市企業誘致条例の一部改正について御説明い

たします。概要につきましては、県内トップクラスの奨励金の創設・拡充により、企業誘致の強化を図るための条例改正案となります。

次ページをお願いいたします。改正案としましては、(2) ①奨励金の新規創設として、アに記載の本社機能移転奨励金、これにつきましては、市内に本社を有しない5人以上の雇用を行う事業者を対象とし、固定資産税相当額及び法人市民税相当額を3年、業務継続計画に基づくものにつきましては5年交付するものでございます。また、イに記載のベンチャー企業立地奨励金につきましては、創業後10年以内のベンチャー企業に対し、本市に本店を設置または移転した場合、100万円を1回限り交付するものです。

続きまして、②既存奨励金の見直しにつきましては、アの企業立地奨励金の拡充として、交付要件を現在の投下固定資産1億円の上限から、5,000万円に引き下げ、固定資産税相当額の交付期間を3年から5年に延長するものです。これによりまして、比較的少額な小さな民有地への立地促進につながるものと考えてございます。また、イの雇用奨励金の拡充としまして、現在、矢板市民の新規雇用に対し、一人当たり10万円、誘致地域にあつては20万円の奨励金を交付していたものを、一人当たり地域問わず30万円交付するものでございます。この奨励金につきましては、市内在住の被雇用者のみが対象であり、正規雇用者を増やす取組を高めたいと考えてございます。

以上が改正案の概要となりまして、第401回定例会議3月議会に議案として提出いたしますので、よろしくお願いいたします。また、現在、総合戦略の住民アンケートなどに基つき、商業関係における本条例改正も検討しております。商業分野の促進についての奨励金の改正にも着手し、今後議案として提出したい考えでございますので、引き続きよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑨ 大進電気グラウンド（多目的グラウンド）のナイター用ケーブル修繕
に伴うふるさと納税型クラウドファンディングの実施について

○議長 ⑨について説明を求めます。

○生涯学習課長（佐藤賢一） 大進電気グラウンドナイター用ケーブル修繕に伴うふるさと納税型クラウドファンディングの実施について報告をいたします。

まず、大進電気グラウンドのケーブル盗難につきましては、昨年 11 月 5 日の深夜に高圧受電設備から伸びている B コートナイター用の電線が切断され持ち出されたもので、現在、B コートのナイター設備 4 灯が点灯できない状況となっており、持ち出された電線は約 500m、被害額は電線の買取り価格の時価から算出し、約 315 万円でありました。このたび、この修繕に係る設計が整いまして、概算で約 3,000 万円と算定をいたしました。内訳といたしましては、ケーブル約 700m、また仮設工の費用などとなっております。この費用を捻出するため、補助制度などを検討いたしました但该当するものがなく、このたび、税の控除が受けられるふるさと納税型クラウドファンディングにより資金調達を実施することといたします。目標額については、概算金額と同じ 3,000 万円としてございます。この目標額の設定につきましては、まずケーブルの盗難がなければ支出しなくてよい費用であったこと、本市の今後の施設整備などを含めた財政支出を考慮したときに、なるべく多くの資金調達が必要であるとの判断からこの目標額を設定したものでございます。クラウドファンディングの募集期間は、明日 2 月 14 日から年度内いっぱいの 3 月 31 日までと

し、運営事業者はふるさと納税型クラウドファンディングを実施しております、株式会社CAMPFIREとなります。なお、御寄附頂いた方々への返礼といたしまして、本市ホームページでのお名前の公表や大進電気グラウンドに寄附者の銘板を設置することといたします。担当課といたしましては、大進電気グラウンドを御利用いただいている少年野球の参加者はもとより、たくさんの御利用いただいている方々に、一日でも早く万全のナイター設備を提供したいものと考えているところでございます。そのためには、このクラウドファンディングを知っていただくことが重要であると考えておりますので、運営サイトへの掲載はもちろん、スポーツ関連の法人様などへの通知、SNSの活用、直接訪問するなど、たくさんの方々に御協力いただけるよう全力を挙げて対応してまいります。

市議会の皆様におかれましても、ぜひ、このクラウドファンディングの実施に御理解をいただきまして、本制度の周知にお力添えをいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 説明終わりました。御質疑等はありませんか。

○宮本議員 はい、御苦労さまです。それでですね、これ被害を受けて、窃盗者の今までの警察関係の様子、それと、警察状況その後の見通し、これ多分見切って募集して先に修繕するのかなと思うのですが、これは結構なのですが、その辺しっかりと見極めて、予算の措置ができればなと思うので、その点分かればお話をいただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

○生涯学習課長 ただいまの質問にお答えをいたします。

警察からは被害届を出した後、特にその後の連絡というものは来てございま

せんので、この窃盗犯の捜査状況というか、それについては大変申し訳ありませんが担当課のほうで情報は持っておりません。

以上です。

○議長 そのほか、御質疑等はありませんか。

○掛下議員 ちょっと質問したいのですが、被害総額が 315 万円に対してファンディングが 3,000 万円ってことで 10 倍になっていると思うのですが、なぜそれだけ差があるのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

○生涯学習課長 まず、被害額につきましては、先ほど申しましたとおりで、その当時の電線の買取り価格というものから算出をさせていただきます。今回設計を行いまして算出した 3,000 万円につきましては、実際にそのケーブルを今度修繕に当たって購入する場合の単価がかなり高いということで、実際には交換するケーブルが今度は約 700m という形になりまして、また、仮設工事、直接工事などで約 1,570 万円、そして現場管理費や一般管理費が約 1,180 万円ということで、こちらに消費税を掛けたものが約 3,000 万円という形になってございます。

以上です。

○議長 そのほか、御質疑等ございますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑩ 矢板市文化会館条例の廃止について

○議長 ⑩について説明を求めます。

○生涯学習課長 矢板市文化会館条例の廃止について御報告をいたします。

矢板市文化会館につきましては、令和元年 10 月の台風 19 号の豪雨により、地下の電気室、ボイラー室などが水没し、高圧電源や空調関係が使用できない状況になりました。被災した設備の復旧費用や老朽化した設備の更新、さらには建屋の耐震改修が必要であり、その費用が多額に上ることから復旧を諦め、市体育館との複合化整備を決定し、昨年 4 月に文化スポーツ複合施設が開業したところでございます。

その複合施設の建設に当たり利用した地方債は、文化スポーツ複合施設の供用開始から 5 年以内に統合前の文化会館と市体育館の廃止をすることが条件となっております。このことから、今年度市体育館の解体工事を実施するとともに文化会館の解体を行うための設計を行ったところでございます。また、令和 7 年度当初予算に、令和 7 年度から令和 8 年度にかけ実施予定の文化会館の解体工事の費用を計上させていただいております。このことに伴いまして本条例の廃止を行うものでございます。

なお、本条例の廃止につきましては、3 月定例会議に解体工事の費用を含む当初予算とともに議案として提出をさせていただきますので、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

報告は以上となります。

○議長 説明終わりました。御質疑等はありませんか。

○掛下議員 この文化会館の補修による効果と、それと新築による採算の話が今回新築する前にあったと思うのですよ、数年前にね。そのときに、同時に、解体が 5 年以内にやるっていう話は初めて今回聞くのですね。ということは、その解体費用が、例えば 2 億とか 3 億かかるとする、そうすると解体の条件であれば、その際比較採算するときには、これからの維持費が 10 億かかる、そしてプラス解体が 5 億、現状のやつ復帰する場合ね、という話でトータルで見

なきや駄目なのに、単純に、これからそのままあると改築費が幾らかかる、維持費が幾らかかって、新しくしたほうが維持費から見ると、差が幾らになるっ
ていうことでしたと思うのですね。その時にもし解体費が条件であれば、解体
費用プラスすれば、それであれば国からそっくり改築費用が下りるから安く
できるなということは、今になって分かるのですけども。こういう何というか
な、条件で後5年でね、解体しなきゃ駄目だと今言うことはちょっと問題だ
な。やはり、そのときにはっきりして、それもトータル費用算出の中の比較表
に入れるべきだと思っていますが、どうですか。

○議長 答弁を求めます。

○生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えをいたしますが、まずこの文化会
館と体育館の複合化ということにつきましては、令和2年1月17日の全員協
議会において、文化会館の復旧を断念し、複合化をして整備するということ
を表明して、利用者団体や市民向け通知や広報誌を通じまして報告を行った
ところでございます。そのあと令和2年6月5日の全員協議会において、株式
会社あしぎん総合研究所が行った文化会館の複合化に関する調査結果を公表
いたしまして、それを受け、令和3年4月15日の全員協議会において、文化
会館複合化施設整備基本計画の概要説明、同10月22日から11月22日まで
パブリックコメントを実施し、令和4年6月の定例会議に文化スポーツ複合
施設新築工事の請負契約を議決したところでございます。

以上のように、文化会館の復旧断念と文化スポーツ複合施設の整備について
は、その方針を随時市が決定をいたしまして、その都度、市議会、市民の皆
様に報告やお知らせを行い、御意見を伺いながら進めてきたものと考えてござ
います。先ほどの、その財源の部分につきましては、実施前にそういうものが
報告されてなかったというのは大変申し訳なかったところでございますが、解体

に関しましては先ほど説明したとおり、複合施設を整備するという段階で方針として決まっていた部分がございますので、財源につきましては一番市として有利なものを活用させていただくということで、今回条件としてそういう5年以内というものがございますが、そういうものを使わせていただいて市の今後の財政負担のほうの軽減または緩和というか、そういうものを図ったものということになりますので御了解いただければと思います。

○掛下議員　ちょっと本筋の回答とちょっと若干違うのは、説明は我々も分かっている、新しくするのと復旧するのでは、そう大差ないから新しくしようかってこと、これはオッケーです。そこはね、何回も協議してやったのですから。今言っているのは、そのときに同時に解体の話でお金かかるのを5年以内でというのは、今回初めて聞く内容なので、採算を比較するときには、解体費用も前提ならば解体費用も入れて、トータル的な比較をするべきじゃないですかっていうのが、ポイントじゃないけども、今後もしろんなとこの解体あると思うのですが、そこを言わないで後からお金かかりますと、実際この解体費幾らかよく分からないのですけども、この費用は市税から出るのですよね、どこから100%国から出てくるとか、そういうことではないと思っているのですけど、その辺を含めてちょっと気にかかっているのですけど。今後のことあるので、解体費用などはトータルでとにかく見るべきじゃないですかということ言いたかったのですけど。

○議長　答弁を求めます。

○生涯学習課長　ただいまの御質問にお答えをいたしますが、この件に関しましては昨年6月の第396回の定例会議におけます宮本議員の一般質問の中で答弁をさせていただいたところでございます。まずそのときに、この起債の部分の御説明をさせていただいたところでございます。掛下議員、もう一度すい

ませんが、質問の内容をお伺いしたのですけど。

○議長 掛下議員。

○掛下議員 一つは、方針、新築するか既存のものを改築するか、その比較対象として、前提として既存のものを解体するということが約束で決まっているのであれば、その部分を解体費用も含めてトータルで比較検討すべきじゃないですかと。あのとき分かったのは、既存のものについては、ほぼ100%近く国から補助が出るというふうな話がありましたので、そうすればかなり安くなるし、しかしその後の維持費が10億ぐらいかかるとかいうことだったので、新築で行こうって決めましたけど、その時に、その後から解体するための今回の費用ですね、話が一切なかったんで、今後とも公共事業についてはそういうことあるから、解体費用も含めてトータルで比較すべきじゃないですかというのが1点です。

2点目は今回の費用捻出は、市の税金で全部やるのですか、それとも何か国から援助が出るのですか。それを聞いたかったのです。

○議長 答弁を求めます。

○生涯学習課長 まず財源のことについてお答えいたしますが、今回の解体につきましては、一応起債のほうが使えるということで、ほぼ起債で解体するという形になります。それと解体費用ですね、何といたしますか、その当初の段階からその解体工事の費用ということでよろしいですか、それを見込むということですか。そちらにつきましては、やはりですね解体費用、大変申し訳ありませんが、やはり設計をきちんと組まないとどのくらいの金額かというのは出せませんので、今回金額につきましては約3億9,000万円ということで、設計のほうから出てございますが、この金額は大変恐縮ですが、設計をして初めて出てきた数字ということで、その辺については御了解いただければと思い

ます。

○掛下議員 質問の趣旨で起債というのは、市の借金ということで分かりますので、市の基本的に市税を使ってそれを借金でやるということだと思います。二つ目の解体費については、きちっとした見積りが出なくても、条件として解体費用がありますということをはっきり明示して、それも比較して、新築の場合と既存のやつを修繕、直してやるときの比較表の中に解体費用も精度は悪いけども幾らぐらいプラスされますと、その比較としてやるべきじゃないですか、今後のこともこの件はあるので。いつも後から後出しで、解体これかかりますというのは困るので、そうだったら既存のを直したほうが得だということになりますから、今回の文化会館の例が典型的だと思うのですが、そういうことでは困るので、今後のことも含めてちょっと質問しているのです。やっぱり、条件が5年なんて初めて聞きますからね、前回のときに初めて聞くから最初のときに決められていたのだったら、それも含めてトータル評価すべきじゃないですか、ということの質問です。

○議長 答弁を求めます。

○生涯学習課長 文化会館を新しいものにするか、改修するかっていうところですよ。そちらにつきましては、そのときの詳しいところまで見ていないのですが、今現在、現状として掛下議員のところにはその情報がないということなので、今後、そこにつきましてはどういう方法がいいのか、検討させていただければと思います。

以上です。

○掛下議員 検討ということでいいと思うのですが、今後、公共施設の解体が結構あると思いますので、解体が必ず条件って伴うのであれば、補助金のね。それも入れてやる必要があると。その上で、既存ものを残してやるのがベターな

のか、新築したほうがいいのかとかいろいろ判断になりますので、それも網羅するようしなきゃ駄目だと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 そのほか、御質疑ございますか。

○宮本議員 いよいよ解体の運びになって残念なのですが、それで、私議員になってから中の備品の話は聞けてなかったと思うのですが、解体となりますと今までの学校の例などを見ると、一般の方に使っていただけるものは使っていただくような体制、ここ泉中学校も取ったかなというふうに思うのですが、そういうことであそこにある備品ですね、これの行き先はどのように、これは財政のほうかな、どこか分からないのですが、どんなふうに今後は進んでいく予定なのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

○生涯学習課長 ただいまの質問にお答えをいたします。

備品に関しましては、今回、条例を3月に出すのですけれども、議決をいただいた後、解体工事の発注は9月を予定してございますので、その間に今宮本議員おっしゃったとおり、学校関係の備品の処理、それも参考にしながら庁内で使うところがあるかというところを確認した上で、それぞれの備品の使い道について検討させていただいて、また売れるものについては処分したいというふうに思っております。

以上です。

○議長 そのほか、御質疑等ございますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑪ 矢板市選挙管理委員会委員長及び職務代理者について

○議長 ⑪について説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（相馬香織） 矢板市選挙管理委員会委員長及び職務代理者について御報告いたします。

昨年 12 月の第 399 回定例会議におきまして、選挙管理委員及び補充員を選挙いただきまして、大変ありがとうございました。御選出いただきました選挙管理委員会委員につきましては、任期の初日であります 1 月 29 日に選挙管理委員会を開催し、委員長に佐藤通芳氏、職務代理者に青柳勝次氏が選任されましたので御報告いたします。

報告は以上でございます。

○議長 説明終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長 ないものと認めます。

⑫ 矢板市水道法施行条例の一部改正について

○議長 ⑫について説明を求めます。

○水道課長（柳田恭子） 矢板市水道法施行条例の一部改正について御報告いたします。

安全な水道事業を継続するために必要な技術者を確保することを目的として、国が布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直したことを踏まえ、本市におけるそれらの資格要件の改正を行うものでございます。

次のページ、別紙を御覧ください。主な改正案の内容は、資格要件の学歴及び学科要件における課程の追加と、必要とされる技術上の実務経験年数の見直しでございます。資格要件の追加は朱書きで、実務経験年数は太字で記載して

おります。今回報告させていただきました条例の一部改正案につきましては、次の市議会定例会議に議案として提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 説明終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 4 その他に入ります。

議員各位及び市当局から何かありますか。

○宮本議員 まず、片岡の駐車場に放置してあった車、これのその後の報告はどのようなになっているのか。いつ報告予定でございますか。

○議長 答弁を求めます。

○総務課長 去年の3月でしたか、議決いただいて自動車の撤去の訴訟を起して、撤去のほうに入ってまいりました。状況報告していなくて申し訳ございませんでしたけれども、12月の月上旬に現場からは車が撤去されました。申し訳ございません、報告については、この後まだ弁護士からの正式な書類というものが届いておりませんでしたので、それを待つてからということで考えておりました。撤去をしてあったという御報告が漏れておりまして申し訳ございませんでした。それで、これを受けまして、今後支障となる自動車がなくなりましたので、公売のほうの手続きに入っていきたいと考えております。

○議長 そのほか、御質疑等ありますか。

○宮本議員 時間がないようなのですが、もう1点お聞きしたいと思います。先

日ですね、2月8日に法人会主催の催し物がありました。前のオリンピックで銀メダルの人、平野早矢香さんをお迎えして、法人開催だったのですが、大変好評のようでした。そこで、我が矢板市教育委員会も後援という大きな幕が、これは各市町教育委員会後援だったのですが、矢板市では沼野部長が代表して出席されたようなのですが、これ、後援ということで教育委員会のほうでは、多分、人的動員なし、あるいは金銭的援助なしということで、後援ということで、判こを押したのかなって感じがするのですが、これの中で、ある中学生の子が平野さん自身から銀メダルを触らせてもらったのですよ、教育長。大変教育上、私は「ああ、いいなあ」という感じを受けてきました。そういうことを踏まえたときに、我が矢板市が会場なのに、しかも教育委員会が後援団体にあるにもかかわらず、どなたか担当される職員の方は代表されて出席していたかどうかと。私も見る限りいないような気がしたので今日述べるのですが、そして、その子がお母さんと平野さんと3人で写真も撮らせていただきました。あの会場で200人以上いたかと思うのですが、たった二人だけ銀メダルを触らせてもらったのですね。子供さん大変喜んでいました。そういう姿をやっぱり教育行政に携わる人に見てもらいたかったなあということで、大変残念な思いをしました。もし、お言葉があれば、教育長のほうからお話をいただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

○教育長（伊藤由悟） ただいまのことに対しまして、お答えいたします。教育委員会のほうには、各種団体、関係団体のほうから後援申請ということで、かなりの数をいただいております。それに対して全て職員が出向いているかという、そこまでは実際やっていないところでございます。ですので、今後、それぞれの団体の催し物が、どのようなものかということをきちんと精査し

て、もし、我々のほうで出席したほうが意義があるのかなというものにつきましては、検討させていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長 そのほか、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。

(11 : 09)

令和 年 月 日

議長